

浦添市新クリーンセンター整備運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市新クリーンセンター整備運営審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、浦添市クリーンセンターに係る次期の施設の整備運営に関し、次に掲げる事項について必要な事項を調査審議し、その意見を答申する。

- (1) 実施方針、特定事業の選定及び要求水準書に関すること。
- (2) 事業者の募集要項及び選定基準に関すること。
- (3) 事業者による提案書の審査に関すること。
- (4) 事業者の選定に関すること。
- (5) その他市長が特に必要があると認めること。

(組織)

第3条 審議会は、7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市建設部建築営繕課新施設建設室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。